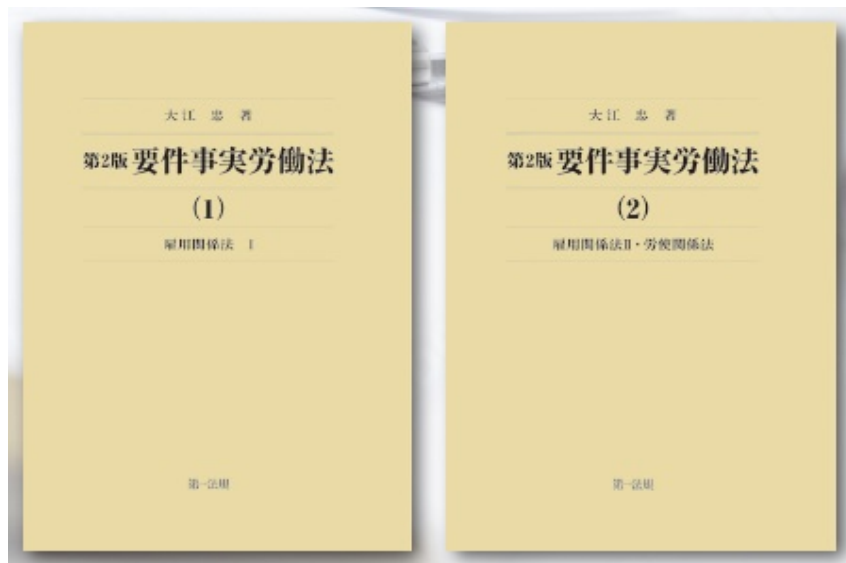


【新刊】『第2版 要件事実労働法(1) 雇用関係法Ⅰ』『第2版 要件事実労働法(2) 雇用関係法Ⅱ・労使関係法』発刊！

待望の改訂版！相次いだ立法・改正を踏まえた全面改訂！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）は、『第2版 要件事実労働法(1) 雇用関係法Ⅰ』『第2版 要件事実労働法(2) 雇用関係法Ⅱ・労使関係法』を、2023年1月20日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104592.html?utm_source=prtmes

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104593.html?utm_source=prtmes

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474079264>

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474079272>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17355507/>

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17355508/>

『要件事実シリーズ』は、要件事実を逐条形式でまとめた、第一法規を代表するシリーズ書籍の一つです。

本書は、2003年9月に発刊した『要件事実労働法』の改訂版となります。

『要件事実労働法』発刊から18年が経過し、社会の変化に応じて、紛争のあり方が、集团的労使関係から個別的労使関係に大きく変わりました。

今回、「労働契約法」「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」「労働審判法」等の解説を追加・拡充し、全面改訂しております。

条文ごとに、訴訟において主張・立証すべき要件事実を整理しており、弁護士の書面起案に活きる記述が充実した本書を、ぜひご覧ください。

【本シリーズの特長】

1. 要件事実に着目し、条文ごとに解説！
2. 豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ！
3. 訴訟物、請求原因ごとに解説！答弁書作成のヒントに！

246 □

たがって、36協定の締結や割増賃金の支払をする必要もないことになる。

本案1項所定の「特定」の意義について、広島高判平成14年6月25日労判835、43〔28072874〕【労働37】は、「『特定』の要件を満たすためには、労働者の労働時間を早期に明らかにし、勤務の不均等配分が労働者の生活に及ぼす影響を及ぼすかを明示して、労働者が労働時間外における生活設計をたてられるように配慮することが必要不可欠であり、そのためには、各日及び週における労働時間をできる限り具体的に特定することが必要である」と判示する。

この1か月単位の変形労働時間制は、1か月を通して日によって繁閑の差がある事業場（例えば、月末・月初に忙しく、それに比して他の日は労働時間が短くても差し支えない事業場）などに有効である。

3 1か月単位の変形労働時間制の効果

本案により労働させた場合には、32条所定の週又は日の法定労働時間を超えて労働させても、法違反とならない。

最判平成14年2月28日民集56、2、361〔28070468〕【労働36】は、「変形労働時間制の適用による効果は、使用者が、単位期間内の一部の週又は日において法定労働時間を超える労働時間を定めても、ここで定められた所定労働時間の限度で、法定労働時間を超えたものとの取扱いをしないというにすぎないものであり、単位期間内の実際の労働時間が平均して法定労働時間内に納まっていれば、法定時間外労働にならないというのではない。すなわち、特定の週又は日につき法定労働時間を超える所定労働時間を定めた場合には、法定労働時間を超えた所定労働時間内の労働は時間外労働とならないが、所定労働時間を超えた労働はやはり時間外労働となるのである。したがって、本件請求期間中の上告人らの法定時間外労働に当たる時間を算出するには、4週間ないし1箇月を通じて1週平均48時間を超える時間のみを考慮すれば足りるものではなく、本件仮眠時間を伴う上告人らの24時間勤務における所定労働時間やこれを含む週における所定労働時間を特定して、これを超える労働時間を算出する必要がある」と判示する。

1か月単位の変形労働時間制を採用した場合において、具体的にいずれが時間外賃金を免れるかについて、労基局・基準法（上）412頁を参照。

4 具体例

訴訟物 XのY会社に対する時間外労働割増賃金支払請求権

労働基準法第32条の2 □ 247

* XはY会社において、平成〇年1月から同年12月までの間、各月の月初と月末の1週間（ただし、土曜・日曜の休日を除く）において、1日10時間ずつ労働（1日2時間の時間外労働）に従事した。本件は、XがY会社に対し、年間合計240時間の法定時間外労働の割増賃金の支払を求めたところ、Y会社は、1か月以内の期間の定型的変形制（本案）を設けていると抗弁した事案である。

* 本案の1か月単位の変形労働時間制が採用されている場合は、適用対象労働者の労働時間が1日8時間、又は1週40時間を超えても、所定労働時間の範囲に収まっていれば、単位期間全体で法定労働時間の総枠を超えた部分を除き時間外労働とは評価されない。その限りで、本案は、時間外割増賃金請求権に対して、発生障害の抗弁として機能する。

請求原因 1 XはY会社との間で、XがY会社に対し、従業員としての労働に従事することを約し、Y会社はXに対し、月額20万円の賃金を支払う労働契約を締結したこと
2 Y会社は、請求原因3の労働を命じたこと

3 XはY会社において、平成〇年1月から同年12月までの間、各月の月初と月末の1週間（ただし、土曜・日曜の休日を除く）において、1日10時間ずつ労働（1日2時間の時間外労働）に従事し、年間合計240時間の法定時間外労働をしたこと
* 1日の法定労働時間は8時間であるから、年間の法定時間外労働時間は次の計算式で求められる。
(10-8)時間/日×5日/週×2週/月×12月=240時間

* 大阪地判平成11年5月31日判タ1040、147〔28050325〕は、時間外労働時間を含めて実労働時間の認定に関する事実上の推定についてであるが、「タイムレコーダーは、その名義の本人が作動させた場合には、タイムカードに打刻された時刻にその職員が所在したと認めるのであり、通常、その記載が職員の出勤・退勤時刻を表示するものである。そこで、特段の事情がないかぎり、タイムカードの記載する時刻をもって出勤・退勤の時刻と推定することができるもので、本件においても、右設定のとおり、これによって労働時間の管理がされ、タイムレコーダーの管理も全く杜撰であったとはいえない以上は、個々のXらについて特段の事情の有無を検討

【目次】

『第2版 要件事実労働法(1) 雇用関係法 I』

第1編 雇用関係法 I

第1章 労働契約法

第2章 労働基準法
第3章 労働安全衛生法
第4章 労働者災害補償保険法

『第2版 要件事実労働法(2) 雇用関係法Ⅱ・労使関係法』

第1編 雇用関係法Ⅱ

第1章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
第2章 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
第3章 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第4章 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
第5章 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第6章 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
第7章 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
第8章 障害者の雇用の促進等に関する法律
第9章 最低賃金法
第10章 賃金の支払の確保等に関する法律
第11章 職業安定法
第12章 雇用保険法
第13章 労働審判法
第2編 労使関係法
第1章 労働組合法

【商品概要】

『第2版 要件事実労働法(1) 雇用関係法Ⅰ』

『第2版 要件事実労働法(2) 雇用関係法Ⅱ・労使関係法』

[著] 大江忠

各巻定価：7,150円（本体6,500円＋税10%）

版型：A5判

商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104592.html?utm_source=prtmes

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104593.html?utm_source=prtmes

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474079264>

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474079272>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17355507/>

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17355508/>

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

当プレスリリースURL

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000441.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer_support@daiichihoki.com
